

○東総地区広域市町村圏事務組合職員の懲戒の 手続および効果に関する条例

昭和 46 年 9 月 27 日

条 例 第 1 3 号

改正 令和 2 年 2 月 26 日条例第 2 号

改正 令和 5 年 2 月 28 日条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 2 項の規定に基づき職員の懲戒の手続きおよび効果に関し規定することを目的とする。

(懲戒の手続)

第 2 条 管理者は職員を懲戒処分にしようとするときは、当該職員に対し少なくとも 1 回事件に対する弁明の機会を与えなければならない。

2 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した不利益説明書を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあつては、給料に相当する報酬の額）の 10 分の 1 以下に相当する額を給与から減じるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第 4 条 停職の期間は、1 日以上 6 月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 9 月 20 日から適用する。

附 則（令和 2 年 2 月 20 日条例第 2 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 28 日条例第 5 号抄）

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。